# 安倍政権の成長戦略の要点とその評価

# ~三本目の矢は本当に効くのか?~

溝端 幹雄

要 約

安倍政権の成長戦略は、全体的に民間活力を活かすような経済構造への 転換がうたわれているが、よりその効果を高めるには、企業の参入・退出 を促す「競争政策」と異質な知識を融合する「多様な人材の活用」が欠か せず、そのために政府は市場規制・制度をより質の高いものへと改革する ことが必要だ。

例えば、健康確保や人材の多様性にも配慮したルールベースの労働移動の促進や、国際競争に耐え得るインフラも含めた都市機能の強化、医療分野の政府審査機能の強化、トップランナー制度等の技術開発インセンティブの付与、農業における競争的な環境の整備、国際的な競争ルールを重視したTPP等の通商政策への積極的な関与、そして対日直接投資による国内での競争促進と多様な人材・アイデアの流入を通じた国内市場の構造改革等は、経済成長の底上げにつながるものと思われる。

なお、競争で生じた構造変化に対しては、事業者ではなく、消費者への 補助金等で対処すべきであろう。消費者に配慮したルールベースの競争政 策を重視していくことで、安倍政権の三本目の矢はその効果をより一層発 揮できるのではないかと考えられる。



- 1章 成長戦略を支える3つの柱
- 2章 成長戦略の評価基準
- 3章 「日本産業再興プラン」の要点・評価
- 4章 「戦略市場創造プラン」の要点・評価
- 5章 「国際展開戦略」の要点・評価
- 6章 まとめ

## 1章 成長戦略を支える3つの柱

2013年6月、政府は成長戦略(「日本再興戦略・JAPAN is BACK-」)を閣議決定した。今後10年間平均で名目GDP成長率3%程度、実質GDP成長率2%程度の経済成長を目指すことを目標に、そのための様々な取り組みが並べられている。成長戦略の基本的な考え方は、民間の力を最大限に引き出し、女性を中心とした多様な人材の参加およびグローバル人材の育成、そして新たなフロンティアの開拓を目指すことにより、経済成長で日本経済の再生とデフレ脱却を狙うことであるとされている。

そのための具体的な戦略として、国内の産業基盤を強化するための「日本産業再興プラン」、課題をバネに新たな市場を創造する「戦略市場創造プラン」、そして拡大する国際市場を獲得するための「国際展開戦略」の3つが掲げられており、それぞれにおいて具体的な政策メニューが列挙されている。

まらに、2013年10月には「成長戦略当面の 実行方針」が日本経済再生本部にて決定され、当 面の間優先的に取り組む政策として、①規制・制 度改革のための基盤整備(「国家戦略特区」「企業 実証特例制度」「グレーゾーン解消制度」の創設)、 ②民間投資・産業新陳代謝の促進(事業環境の整 備や税制改正等)、③雇用制度改革・人材力強化(民 間人材ビジネス活用の加速や「待機児童解消加速 化プラン」による取組の加速的実行、高度外国人 材ポイント制度改革等)、④構造改革等による戦 略市場の創出(独立行政法人日本医療研究開発機 構〈仮称、日本版NIH〉の創設や農地集約等に よる農業の競争力強化、電力システム改革の断行 と再生可能エネルギーの導入促進)、⑤地域ごと の成長戦略の推進と中小企業・小規模事業者の革新(「地方産業競争力協議会」の設置等) ――の5つが示された。さらに、2014年の初めに成長戦略関連施策を実行計画として閣議決定し、実施時期と担当大臣を明らかにしていく旨が、安倍首相によって発表された。

本稿では、第2次安倍政権下で策定され実行段階に移りつつある成長戦略の要点を説明し、その評価を行うものである。まず2章において、3章以降で展開される政府の成長戦略の内容を評価するために必要な評価の座標軸を簡単に述べてみたい。3章では、ポイントとなる個々の政策の内容やそのスケジュール感について説明した後、それぞれの政策に対する評価を行うことにする。そして最後に全体のまとめを行う。なお、成長戦略に対する評価基準に関する詳しい議論については、溝端[2013a、b]を参照されたい。

# 2章 成長戦略の評価基準

## 1. 経済成長を決める3つの要因

政府が公表した成長戦略は、非常に網羅的なものであり、論点が多岐にわたるために、どのように評価すべきなのか分かりにくいという問題がある。例えば、個々の政策でも経済成長に対する貢献度合いは大きく異なるだろう。こうした点を考えるため、中長期的な経済成長は何によって左右されるのか、今の日本経済の状況を考えたとき、そうした要因のうちどれを刺激するのがよいのか、といった議論が必要である。

まず、経済成長を決定する要因には大きく3 つあると考えられており、それらには①物的資 本、②人的資本(教育水準)、③経済全体の生 産性(全要素生産性、以下TFP: Total Factor Productivity) ――がある。しかし、日本のような成熟国にとって重要なのは、既に十分な供給が行われている物的・人的資本よりも、むしろTFPの上昇である。

## 2. 経済全体の生産性(TFP)を高め る

では T F P とは具体的に何を指すのだろうか。 それは端的に言うと、①技術進歩(研究開発など のイノベーション)、②効率性(資源の効率的な 配分)——の2つであると考えられる。

#### 1) 質の高い市場制度

技術進歩と効率性 (TFP) を高めるにはまず、(1) 企業活動を促進して市場がうまく機能する「質の高い市場制度」 <sup>1</sup>が必要だ。

例えば、企業の研究開発のインセンティブとなる 知的所有権(特許・意匠・商標等)の適切な保護、 企業の市場への新規参入・退出を促す適切な競争<sup>2</sup> ルールの設定(規制改革、独占禁止法の厳格化)、必 要な資本・人材等が適材適所に配分されるのに必 要な情報量の充実、そして信頼に足る市場取引が 行われるような仕組みの構築(例えば、市場参加 者の不正取引を監視、取り締まる機関〈公正取引 委員会・労働基準監督署・証券取引等監視委員会 など〉の人員増強・機能強化)が考えられる。こ れらは、市場取引で予想される不正行為を未然に 法律で防いでしまう従来型の「事前規制」から、 なるべく市場機能に委ねつつも市場ルールに反す る行為が起これば行政等が徹底的に取り締まる姿勢を示す「事後規制」へシフトすることであるとも言える。さらに、市場による構造調整からの影響を和らげるセーフティーネットの構築も、事後規制を重視する質の高い市場制度には必要だ。

市場機能を高める方向に規制を改革する動きは、世界で共通したものである。Wölfl, etc. [2009、2010] によると、日本でも規制改革が順次実施されてきた結果、15年ほど前と比べて相当の進展があり、現在ではOECD平均をやや上回る改善が見られると評価している。しかし、競争に関する規制をはじめ、企業家精神を妨げる規制や、貿易や投資の障害となる規制が比較的多く残されているため、全体では規制の質の水準が先進的な国(米国や英国等)を下回ることが示されている。同様のことは世界銀行の統計(World Bank [2013])でも指摘されており、日本の規制の質の水準は先進国では比較的進んでいるほうだが、より一層、企業活動を妨げない規制・システムに改革していく必要があるものと考えられる。

ただし、市場機能を重視すれば構造変化の影響を直接受けてしまうというマイナス面も危惧される。こうした政策的配慮としては事業者へ与えられる財政支援・規制があるが、事業への補助金や規制は、既得権益の形成やロビー活動を活発にさせることで、構造変化を阻む要因となりかねない。そのため、政策的配慮としての財政支援・規制は、直接消費者に対して行うべきである。こうした経済政策の考え方は主要国では主流となっており、

<sup>1)</sup> われわれの行動に影響を与える制度(またはシステム)には、法律で明記された規制(regulation)と、明文化されておらず暗黙の合意で成り立っている慣習(custom)の2つがある。規制改革とは明文化された規制を変更することであり、制度改革は規制や慣習も含めた仕組み全体の改革で、前者よりも多次元にわたることに留意されたい。

<sup>2)</sup> たとえ、独占的もしくは寡占的な市場において実際に新規参入してくる企業がなくても、潜在的な市場参入の圧力があれば、競争的(contestable)な状態と定義できる。こうしたコンテスタブル市場理論に関する議論は、例えば泉田・柳川 [2008] を参照されたい。

日本でも消費者に配慮した「競争政策」を定着させていく必要がある。

#### 2) 人材の多様性

質の高い市場制度が整備されて市場機能が高まると、多様性が広がることでそれがさらなるイノベーションを生み出す好循環が生まれる。特にイノベーションを高めるには、新たな知識(knowledge)を生み出す(2)「人材の多様性」が必要となる。

「三人寄れば文殊の知恵」ということわざにもあるように、知識は21世紀の経済成長の大きな源泉(OECD [2012])として注目されている。そのため、多様な人材が揃う地域(主に都市圏)や企業は成長ポテンシャルが大きいことになる3。

日本の人的資本(教育水準)自体は、米国と同 レベルとされているが、問題は、それがTFPの 上昇につながるような形で有効に活用されていな いことである。

イノベーションを起こすには内外の異質な知識を結びつけることが大事であるので、それには多様なバックグラウンドを持つ人材が交流し活躍できるような人事・社会システムが、イノベーションの比重が増す今後の経済成長には極めて重要となる。

#### 3. 小まとめ

以上より、成長戦略の評価基準としては、それが企業の持続的な成長を促す政策かどうかが重要だろう。例えば、技術革新や創意工夫を促すものか(ダイナミズムに強いのは政府よりも市場)、企業の新規参入・退出を促す制度であるか、情報

開示は進んでいるか、市場はうまく監視されているか、消費者・個人の利益を優先しているか (特定業界のみを優遇していないか)、多様な人材が活躍できるシステムは備わっているか、といった点が、成長戦略の重要な基準となる。

そうした環境を整備するために、政府が法律・ 税制等を改正するといった形で間接的に経済成長 を促す政策が、望ましい成長戦略として考えられ る。政府はしばしば、経済成長を促すために直接 的に補助金を供与することがあるが、こうした形 で政府が経済成長に関与できる余地は、基礎的な 研究分野や公共的な利益に供する分野を除けば、 限りがあると考えられる。



<sup>3)</sup> 多様性や都市の重要性を論じたものとして、例えば Florida [2002] や最近では Glaeser [2012] などがある。

# 3章 「日本産業再興プラン」の 要点・評価

#### 日本産業再興プラン

- 1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)
  - ①民間投資の活性化
  - ②萎縮せずフロンティアにチャレンジできる仕組みの構築
  - ③内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進
  - ④事業再編・事業組換の促進
  - ⑤グローバルトップ企業を目指した海外展開促進
- 2. 雇用制度改革・人材力の強化
  - ①行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換 (失業なき労働移動の実現)
  - ②民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化
  - ③多様な働き方の実現
  - ④女性の活躍推進
  - ⑤若者・高齢者等の活躍推進
  - ⑥大学改革
  - ⑦グローバル化等に対応する人材力の強化
  - ⑧高度外国人材の活用
- 3. 科学技術イノベーションの推進
  - ①「総合科学技術会議」の司令塔機能強化
  - ②戦略的イノベーション創造プログラムの推進
  - ③革新的研究開発支援プログラムの創設
  - ④研究開発法人の機能強化
  - ⑤研究支援人材のための資金確保
  - ⑥官・民の研究開発投資の強化
  - ⑦知的財産戦略・標準化戦略の強化
- 4. 世界最高水準の | T社会の実現
  - ① I Tが「あたりまえ」の時代にふさわしい規制・制度改革 ②公共データの民間開放と革新的電子行政サービスの構築
  - ③ | Tを利用した安全・便利な生活環境実現
  - ④世界最高レベルの通信インフラの整備
  - ⑤サイバーセキュリティ対策の推進
  - ⑥産業競争力の源泉となるハイレベルなIT人材の育成・確保
- 5. 立地競争力の更なる強化
  - ①「国家戦略特区」の実現
  - ②公共施設等運営権等の民間開放(PPP/PFIの活用拡大)
  - ③空港・港湾など産業インフラの整備
  - ④都市の競争力の向上
  - ⑤金融・資本市場の活性化
  - ⑥公的・準公的資金の運用等
  - ⑦環境・エネルギー制約の克服
- 6. 中小企業・小規模事業者の革新
  - ①地域のリソースの活用・結集・ブランド化
  - ②中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進
  - ③戦略市場に参入する中小企業・小規模事業者の支援
  - ④国際展開する中小企業・小規模事業者の支援
- (出所) 「日本再興戦略 JAPAN is BACK 」(平成25年6月 14日)から大和総研作成

政府が成長戦略の1番目の柱として掲げる「日本産業再興プラン」は、国内の産業基盤を強化することを目的としている。その目標は、グローバ

ル競争に勝ち抜ける製造業を復活し、付加価値の 高いサービス産業を創出するとともに、企業が活動しやすく、個人の可能性が最大限発揮される社会を実現することである。そのため設けられた6つのサブテーマを、以下で順次見ていく。

#### 1. 要点

# 1) 緊急構造改革プログラム (産業の新陳代謝の促進)

国内経済における過小投資、過剰規制、過当競争の3つのゆがみを根本から是正するものであり、今後5年間(2013年度~17年度)を「緊急構造改革期間(集中実施期間)」として集中的に取り組むとともに、今後3年間(2013年度~15年度)を「集中投資促進期間」として国内投資を促進するものである。

具体的には、成長戦略の推進役として期待される、2013年12月に成立した「産業競争力強化法」に基づき、規制緩和推進のための企業実証特例制度の創設(企業自らが安全性等を確保する措置を講ずることを前提に、企業単位で規制の特例を認めるもの)や「グレーゾーン解消制度」の設置(新事業投資促進のため、具体的な事業計画に即して企業が事前に規制の適用の有無を確認できる制度)、また、産業の新陳代謝促進のためのベンチャー投資の促進や事業再編・事業組換促進の優遇税制措置、先端設備投資の促進(先端設備の投資を促すためにリース手法を活用した支援)、そして公的支援ルールづくりなどを実施するものである。

先端設備投資の促進に関しては、2014年度税制改正大綱において、生産性向上を促す設備投資への減税措置(企業の設備投資額の最大10%を税額控除)や研究開発促進税制の拡充(直近3年

平均より増加した分の研究開発費の最大30%を税額控除)が盛り込まれた。

そうした取り組みによって、①3年間で設備投資を10%増加させ、リーマン・ショック前の民間投資の水準〈約70兆円/年(2012年度63兆円)〉に回復させること、②開業率・廃業率10%台(現状4.5%〈2004年から09年までの平均値〉)を目指すことを、主な成果目標として掲げている。

#### 2) 雇用制度改革・人材力の強化

経済のグローバル化、超少子高齢社会の中で、働き手の量の確保と質の向上に向けた思い切った 政策が必要なことから、全員参加型社会の構築を 目指すものである。

具体策としては、雇用維持型から労働移動支援 型への転換(雇用調整助成金から労働移動支援助 成金への資金シフト〈2015年度までに予算規模 を逆転〉、非正規雇用労働者の学び直し促進のた めの雇用保険制度の見直し等)、民間人材ビジネ スの活用、多様な働き方の実現(労働時間法制や 労働者派遣制度の見直し等)、若者・女性等活躍 促進(育児休業や短時間勤務を子どもが3歳に なるまで政策的に支援等)、待機児童解消の加速 化(保育の受け皿を今後2年間で約20万人分、 2017年度末までに約40万人分まで増加等)、大 学改革(「スーパーグローバル大学(仮称)」の創 設や理工系人材の育成等)、グローバル人材力強 化(国家公務員試験や大学入試等へのTOEFL 等の活用や国際バカロレア認定校等の大幅な増加 等)、高度外国人材のポイント制度4の見直しなど

を実施するとしている。

その中で、規制改革会議の雇用ワーキング・グループ等で現在議論されているのは、まず労働時間法制の見直しである。依然として日本のフルタイム労働者の1日当たりの労働時間が諸外国と比べ長いことから、労働時間の量的上限規制の導入、時間外労働に対する割増賃金による補償から休日代替による補償へのシフト、健康確保のため絶対的な休息時間・週休1日の設定、一律的な法的義務付けから労使協定に基づく柔軟な労働時間・働き方の設定(例えば労働時間と賃金を切り離した裁量労働制の対象者範囲の拡大や、使用者の恣意的運用を排除するための労使協定の労働基準監督署への届出義務化)といった議論が行われている。

そして労働者派遣制度についても、現在、労働契約法で定められている有期雇用者への無期転換申込権発生までの期間を5年から10年に延長し(研究者や技術者等に限定した改正法案は成立済み)、さらにその適用対象者の拡大が検討されている。加えて、企業の派遣労働者の受入れ期間の上限撤廃(現在は派遣労働者そのものの受入れ期間が上限3年までだが、これを1人の派遣労働者の受入れ期間の上限に改め、同時に、専門26業務の区分も廃止)への法改正にも動き出しているところである。

一方、よく問題に挙げられる解雇ルールの緩和 (解雇無効判決後の事後的な金銭解決の導入)に ついては、あまり議論は進んでいない。産業競争 力会議の雇用・人材分科会における議論でも、様々 な状況を勘案しつつ、慎重に判断するとの立場で

<sup>4)</sup> 現行の外国人受入れの範囲内で、経済成長や新たな需要と雇用の創造に資することが期待される高度な能力や資質を有する外国人(=高度人材)の受入れを促進するために、「学歴」「職歴」「年収」等についてポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置(複合的な在留活動の許容や在留歴に係る永住許可要件の緩和など)を講ずる制度。

ある。

主な政策目標として掲げられているのは、①今後5年間で失業期間6か月以上の者の数を2割減少させ、転職入職率を(パートタイムを除く一般労働者)9%(2011年7.4%)にすること、②2020年に女性の就業率(25歳~44歳)を73%(2012年68%)にすること、③今後10年間で世界大学ランキングトップ100にわが国の大学を10校以上にすること、④2020年までに日本人留学生を12万人へ倍増(2010年6万人)し、優秀な外国人留学生も30万人に倍増(2010年14万人)——などがある。

#### 3) 立地競争力の更なる強化

世界で一番企業が活動しやすい国を目指し、大胆な事業環境整備を進めるものである。

例えば、2013年12月に成立した「国家戦略 特別区域法」に基づいた国家戦略特区の実現や、 公共施設運営権等の民間開放 (PPP/PFI)、 空港・港湾など産業インフラの整備、都市の競争 力の向上、金融・資本市場の活性化や公的・準公 的資金の運用等、環境・エネルギー制約の克服(温 室効果ガス 25%削減目標のゼロベースでの見直 し〈既に 2020 年に温室効果ガスを 05 年比 3.8% 減とすることを決定〉、2013年11月成立の改正 電気事業法に基づいた電力システム改革の実施、 安全性が確認された原子力発電の活用、高効率火 力発電〈石炭・LNG〉の導入、LNG調達コス トの低減、電気料金の抑制、石油・LPガスのサ プライチェーンの維持・強化、二国間オフセット・ クレジット制度の本格導入) などが、政策メニュー として挙げられている。

具体的な数値目標は、2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングで日本を先進国3位以内(現在15位)にすることや、世界の都市総合カランキング<sup>5</sup>で東京を3位以内(現在4位)にすることが述べられている。また、二国間オフセット・クレジット制度の本格導入に関しては、制度参加国を2013年12月現在の9カ国(ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、コスタリカ)から3年で倍増させることを目指すとしている。

#### 国家戦略特区

国家戦略特区では、大都市を中心に地域を限って大胆な規制改革や税優遇を認めるものである。 具体的な地域の指定は2014年にならないと判明 しないが、現在、首都圏、大阪圏、名古屋圏の三 大都市圏と並んで、複数の地域がその候補に挙 がっている。

今回成立した国家戦略特別区域法で定められた 国家戦略特区で実施される政策の内容は大きく分けて3つあり、①国際的ビジネス拠点の形成(容積率・用途等土地利用規制の見直し、道路の占用基準の緩和、滞在施設の旅館業法の適用除外、公設民営学校の設置、雇用条件の明確化〔外資系企業が日本市場に参入する際、事前に日本の雇用ルールに抵触しないかどうかを政府に問合せできる「雇用労働相談センター(仮称)」の設置〕、有期雇用契約期間を現行の5年から10年に延長する有期雇用の特例)、②医療等の国際的イノベーション拠点の形成(病床規制の特例による病床の新設・増床の容認)、③革新的な農業等の産業の

<sup>5)</sup> 一般財団法人森記念財団都市戦略研究所

実践拠点の形成(農業委員会と市町村の事務分担、 農業生産法人の要件緩和) — がある。

なお、2013年10月の「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」には盛り込まれたものの、今回立法化が見送られた複数の項目(国際医療拠点における外国人医師の診察や外国看護師の業務解禁、保険外併用療養の拡充、医学部の新設に関する検討等)については、引き続き検討が行われるもようである。

また、国家戦略特区内での税優遇措置については 2014 年度税制改正大綱で議論され、設備投資減税(機械装置や開発研究用器具備品の取得価額の 50%の特別償却〈中核事業なら即時償却〉もしくは 15%の税額控除、建物およびその附属設備並びに構築物の取得価額の 25%特別償却もしくは 8%の税額控除)と固定資産税の減税(中核事業の研究開発に使用する研究機器の課税標準を当初 3 年間は価格の 2 分の 1 )等が決定されているものの、国家戦略特区内での法人実効税率の引き下げは、今回は見送られている。

今後の国家戦略特区に関する審議等については、内閣総理大臣を長とする「国家戦略特区諮問会議」において国家戦略特区の基本方針の策定や、特区の指定および区域方針の決定が行われ、特区の指定後、特区ごとに設置された大臣・首長・民間事業者からなる「国家戦略特別区域会議(国家戦略特区統合推進本部)」がそれぞれの特区の詳細な事業計画(国家戦略特区計画)を作成する。その後、内閣総理大臣が国家戦略特区計画を認定することで、規制の特例措置等が適用される予定である。

#### 4) その他

#### 科学技術イノベーションの推進

省庁縦割りを廃し、戦略分野に政策資源を集中 投入するとともに、戦略分野で出口志向の研究を 推進し、実用化、産業化して、市場を獲得するも のである。

具体策としては、総合科学技術会議の司令塔機能の強化、研究支援体制の充実、知的財産戦略などを実施するものである。

主な成果目標は、イノベーション(技術力)世界 ランキング<sup>6</sup>で今後5年以内に世界第1位を目指す。

#### 世界最高水準のIT社会の実現

ITを活用した民間主導のイノベーションを推進し、世界最高水準の事業環境を実現する規制・制度改革を徹底することを目指す。そのため、IT利活用の裾野拡大のための規制・制度改革、公共データの民間開放などを実施するものである。

数値目標では、2015年度中に、世界最高水準の公共データ公開内容(データセット1万以上)を実現するとしている。

#### 中小企業・小規模事業者の革新

中小企業・小規模事業者が地域経済を再生し、 わが国の国際競争力を底上げさせることを目指 す。そのため、地域のリソースの活用・結集・ブ ランド化(地域ごとの戦略産業を特定して戦略 等を定める「地方産業競争力協議会」の設置等)、 個人保証制度の見直し、国際展開する中小企業の 支援などを実施する政策を掲げている。

数値目標としては、①開業率・廃業率 10%台(現 状 4.5%〈2004 年から 09 年までの平均値〉)を

<sup>6)</sup>世界経済フォーラム(World Economic Forum)の The Competitiveness Report。現在、日本は5位。

目指す、② 2020 年までに黒字中小企業・小規模 事業者を 70 万社から 140 万社に増やす、③今後 5 年間で新たに 1 万社の海外展開を実現する―― などがある。

#### 2. 評価

# 1) 緊急構造改革プログラム (産業の新陳代謝の促進)

設備投資を増やすことは当面の需要を増やすことにはなるが、ただ増やすだけでは資本の収益性が低下しかねない。持続的な成長を可能にするには、生産性を高める設備投資(省エネ投資も含む)が必要である。政府は先端設備を促進するための減税措置を盛り込んでいるが、こうした租税特別措置の拡大は課税ベースの縮小と税制の複雑化を招くので、対象を絞った戦略的な税制面での配慮を行うべきである。今回は生産性の向上や研究開発に的を絞っているので望ましいといえるが、それが企業にとって本当に使い勝手の良い簡素な制度かどうか、今後を注視していく必要がある。

それと関連して、個々の企業ごとに規制を緩和する企業実証特例制度は、企業数が限られる大企業の審査が優先されて、多数の中小企業の審査が後回しにされかねない懸念が残る。規制改革の効果を慎重に見定める目的があるのだろうが、それならば一定期間後には全企業に適用することを法律で明記する等、最終的には全企業に対して一律の規制改革となるようにすべきである。

また、規模の経済を狙った合併・買収による事業再編は、必ずしも生産性を高めるとは限らないという先行研究が多い。もし日本で今後、規模の経済をうまく利用するのであれば、従来型の装置産業というよりも、むしろ大規模な研究開発投資を行う医療のような分野であろう。こうした分野

では生産性の向上が期待できる。さらに、生産性 の低い企業を買収してその企業価値を高めて市場 で売却する企業再生ファンドのような存在は、経 済全体の生産性を高める役割を果たし、今後ます ます重要になるだろう。

いずれにせよ重要なのは、産業の新陳代謝を促進するために、企業の参入・退出を抑制する規制・制度を見直して、競争を促進させる競争政策である。先ほどの Wölfl, etc. [2009、2010] による報告でも、日本のこの点での遅れが指摘されている。個々の分野で規制は異なるが、一般的には、例えば、市場機能を高める独占禁止法の厳格な適用や、市場を監視する公正取引委員会等の人員増強・権限の強化に加えて、生産要素の流動化を促す労働・資本市場の改革が考えられる。これらの方向で改革が示されれば、開・廃業率を高めることも可能になるのではないか。

#### 2) 雇用制度改革・人材力の強化

成長戦略の観点から評価すると、求職と求人の ミスマッチを解消する労働移動促進に舵を切った ことは評価できる。産業・企業そのものを守るの ではなく「雇用を守る」という発想への転換は、 近年の経済政策の在り方としては標準的なもので あり、効率性を重視しながら、セーフティーネッ トにも配慮した姿勢である。

さらに2章でも述べたように、新しい成長の源泉として知識(knowledge)が注目されており(OECD [2012])、そうした知識が創造されるのは、多様な人材・文化の交流から生まれるとの研究がある(Fujita [2012])。女性の就業率向上は、雇用の確保以上に、「人材を多様性させることでイノベーションを促進させる」という意味があり、女性役員比率の高い企業や多様な人材のい

る都市・地域は利益率や成長率が高い傾向がある との報告もある。こうした人材の育成および多様 性は、今後の経済成長に不可欠なのである。

したがって、女性を含む多様な人材を活かせるような雇用制度・社会システム改革が急務である。 具体的には、雇用面では、多様なライフスタイルと両立する働き方を実現させるため、現在のような無限定かつ長時間労働を強いる正社員中心の労働の在り方を改める必要がある。例えば、現在、規制改革会議等で議論されているように、時間外労働に関して割増賃金での対応ではなく休息時間や休日の取得を義務化させることや、職務・勤務地・労働時間のいずれかが限定されるジョブ型正社員のように、担当業務の明確化や裁量労働の範囲拡充で長時間労働の原因を除去するような政策が有効ではないか。これらは、健康管理面はもちろんのこと、先進国でも低い日本の労働生産性の改善につながるものと思われる。

さらに、社会システム面での改革としては、共働き世帯の家事・育児負担を減らして待機児童(小学生の児童を預かる学童保育も含む)を解消するために、例えば民間保育所の市場参入を促す政策が考えられる。これは現在のような保育所(事業者)への補助金ではなく、保育サービスの利用者への直接的な補助金(保育バウチャーのようなもの)を大幅に増やして、家計の保育費への補助と事業者間の競争を同時に促すものである。その他にも、幼稚園や小学校でのPTA活動の縮小など、女性の就業率を高めるためには、雇用面だけでなく、従来の専業主婦を前提にした社会システム全体の(意識も含む)制度改革が行われないと、その効果は限定的にならざるを得ないことを強調しておきたい。

また、労働資源の再配分を促すには、解雇ルーの結果、新たなサービス業が生まれることで新た

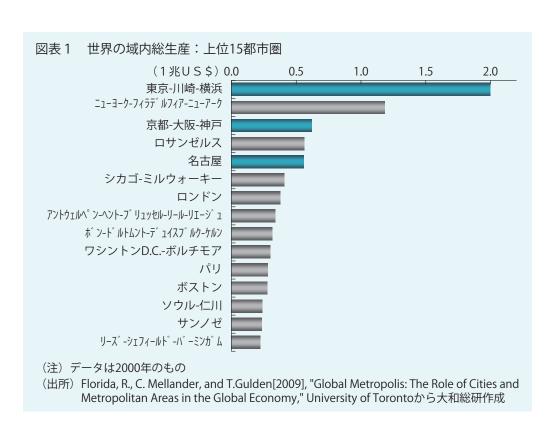
ルの明確化が必要だろう。現在、大企業と中小企業では解雇後の労働者の扱いが大きく異なることが指摘されている。解雇無効判決にまで持ち込めて多額の補償金が受け取れる大企業の労働者とは異なり、中小企業の労働者の場合は、労働組合の力が弱いために裁判にまで持ち込めず、些少な解雇手当で済まされてしまう事例が多い。これをルール化するのが解雇無効判決後の金銭解決の導入であり、中小企業の労働者の補償金額を引き上げる効果だけでなく、ルール化による予測可能性が高まり、労働調整コストの引き下げが可能になるため、労働市場の流動化にもつながる。

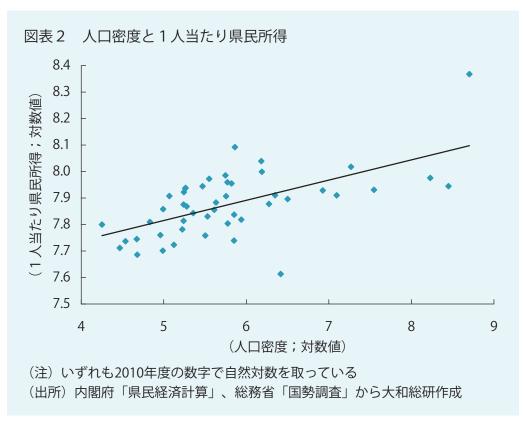
グローバル人材の強化については、国際バカロレア認定校の大幅な増加だけでなく、例えば、文部科学省認定校と未認可のインターナショナルスクールとの差を可能な範囲で少なくし、何らかの形でイコールフッティングを図るというふうに、教育内容で競争していくような環境の実現も検討に値する。

#### 3) 立地競争力の更なる強化

現在、世界では国家間の競争というよりも、むしろ都市間での競争が活発となっており、これまでにも増して都市機能の重要性が人々の間で認識されつつある。この点で日本は、首都圏・大阪圏・名古屋圏という世界でも有数の都市規模を誇る地域を抱えており(図表1)、都市間競争の面では相当なポテンシャルを有する国であると考えられる。

人口密度の高い都市では集積の利益が働きやすく(例えば黒田・田渕・中村 [2008])、多様な人材や企業が集まり、それらが交流することによって、イノベーションが起こりやすくなり、その結果 新たなサービス業が生まれることで新た





な雇用を吸収していくという好循環ができやすい。その結果、図表2に示すように、人口密度の高い都市圏では1人当たり所得が高くなる傾向にある。国家戦略特区はそうした都市圏での規制改革や税制優遇を行うものであり、国全体の経済を牽引するのみならず、実験的に特区で行った措置を全国に広めることも可能である。そのためには、国際的な競争の激しい都市圏(国家戦略特区)における事業環境を世界基準に揃える(イコールフッティングする)必要がある。

その観点から国家戦略特区の政策を評価する と、限られた都市空間の有効活用を促す容積率の 緩和等は望ましい政策である。しかし全体的には、 国家戦略特区は規制改革の実験場としての色合い が濃く(もちろん、公設民営学校の設置や病床 規制の緩和等は、それ自体は望ましい政策だが)、 都市間競争を意識した戦略的な政策措置となって いないことが懸念される。

例えば、過剰な企業流出の抑制と対内直接投資の促進をするため、企業立地コストを低下させる法人実効税率の引き下げは避けて通ることができないが、今回の国家戦略特別区域法には盛り込まれなかった。もちろん、税収の減少を招くと財政再建にマイナスであるので、今後の消費税増税と併せて、法人税の課税ベースの拡大(租税特別措置の縮小・廃止)とセットで考える必要はあるだろう。

今回立法化が見送られた項目(外国人医師・看護師による診察・業務解禁や保険外併用療養の拡充等)も、高度外国人材の流入やイノベーション促進のために、早急に法制化されることが望まれる。

また、立地競争力を強化するためには、環境・ エネルギー制約を克服することが重要だ。エネル ギーは経済・社会活動の基盤であり、エネルギーの低価格化は輸送費を含む様々な生産・流通コストを引き下げるので、立地競争力を高めるだろう。一方、原発問題でエネルギーの安全性が強く意識され始める一方で、日本のエネルギー自給率はわずか4%であることから、エネルギーの安全保障をどのように担保するのかという問題もある。こうした経済性・安定性・環境性、そして安全性も踏まえると、原発も含む「多様化なエネルギーの確保」が重要である。

したがって、安全性を確認できた原発から再稼働するとともに、原発の縮小については、今後の火力・再エネ・原発の技術進歩や電力システム改革による節電・省エネの進捗を見据えつつ、慎重に対応すべきであると考える。政府が掲げる一連のこうした環境・エネルギー政策は望ましいものといえる。特に、現在進められている二国間オフセット・クレジット制度の本格導入は、国内のみで温室効果ガスを削減するよりもはるかに温暖化対策として有効であり、今後はより排出量の多い国にまで制度参加国を拡充していくことが望まれる。

#### 「戦略市場創造プラン」の要 4章 点•評価

#### 戦略市場創造プラン

- テーマ1:国民の「健康寿命」の延伸
  - ①効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やか に生活し、老いることができる社会
  - ②医療関連産業の活性化により、必要な世界最先端の医療 等が受けられる社会
  - ③病気やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスに より、早く社会に復帰できる社会
- テーマ2:クリーン・経済的なエネルギー需給の実現
  - ①クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会
  - ②競争を通じてエネルギーの効率的な流通が実現する社会 ③エネルギーを賢く消費する社会
- テーマ3:安全・便利で経済的な次世代インフラの構築
  - ①安全で強靭なインフラが低コストで実現されている社会 ②ヒトやモノが安全・快適に移動することのできる社会
- テーマ4:世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現
- ①世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊か な農山漁村社会
- ②観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々 を地域に呼び込む社会
- 「日本再興戦略 JAPAN is BACK 」(平成25年6月 (出所) 14日)から大和総研作成

成長戦略の2番目の柱である「戦略市場創造プ ラン」は、課題をバネに新たな市場を創造するこ とを目的としている。世界やわが国が直面してい る社会課題のうち、日本が国際的強みを持ち、グ ローバル市場の成長が期待でき、一定の戦略分野 が見込める4つのテーマ(医療、環境・エネルギー、 インフラ、地域〈農林水産業・観光〉)を選定、 これらを世界に先駆けて解決することで新たな成 長分野を開拓するものである。以下では各テーマ で掲げられた、目指す社会像、戦略分野、市場規 模、そして雇用規模の4つについてみていく。

#### 1. 要点

#### 1) 国民の「健康寿命」の延伸

政府の成長戦略では、医療分野において予防か ら治療、早期在宅復帰に至る適正なケアサイクル を確立するような社会像を目指している。

医療における具体的な戦略分野として、効果的 な「予防」サービスや「健康管理」の充実により、 健やかに生活し、老いることができる社会に向け、 健康寿命延伸産業の育成、予防・健康管理の推進 に関する新たな仕組みづくり、医療・介護情報の 電子化の推進、一般用医薬品のインターネット販 売などの実施を取り上げている。さらに、医療関 連産業の活性化により、必要な世界最先端の「医 療(治療)等」が受けられる社会に向け、医療分 野の研究開発の司令塔機能(独立行政法人日本医 療研究開発機構〈仮称、日本版NIH〉)の創設、 医薬品・医療機器開発・再生医療研究を加速させ る規制・制度改革、独立行政法人医薬品医療機器 総合機構(PMDA)の強化、医療の国際展開な どを実施するとしている。そして、病気やけがを しても、良質な医療・介護へのアクセスにより、 早く社会に「復帰」できる社会に向け、医療・介 護サービスの高度化(社会福祉法人の財務諸表の 公表等)、生活支援サービス・住まいの提供体制 の強化、ロボット介護機器開発5カ年計画の推進 などの実施を計画している。

また、規制改革会議の健康・医療ワーキング・ グループで議論されているのは、保険診療と保険 外診療の併用療養制度や医薬品に係る治験前臨床 試験の有効活用、介護・保育事業における経営主 体間のイコールフッティングの確立、ICTの推 進等による効果的・効率的な医療・介護・保育サー ビスの在り方の見直し(レセプト帳票の見直しな ど分析可能なデータの整備、保険者による直接審 査の推進、支払基金と国保連の役割分担の見直し) 等である。

これらの取り組みにより、現在は16兆円程度 の国内市場規模を、2020年には26兆円、2030 年には37兆円にまで拡大させ、海外市場についても現在は163兆円のものが、2020年には311兆円、2030年には525兆円の市場規模になることが予想される。さらに雇用規模に関しては、現在の73万人から、2020年には160万人、そして2030年には223万人にまで拡大することを計画している。

### 2) クリーン・経済的なエネルギー需給の実 現

環境・エネルギー分野では、多様・双方向・ネットワーク化によるクリーン・低廉なエネルギー社会を構築することを、成長戦略で目指す社会像としている。

環境・エネルギーにおける戦略分野としては、 例えば、クリーンで経済的なエネルギーが「供給」 される社会に向け、再生可能エネルギー導入のた めの規制・制度改革等(環境アセスメントの迅速 化や保安規制の合理化、系統用大型蓄電池の緊急 導入、北本連系設備の早期増強、風力・地熱発電 への投資促進)、浮体式洋上風力発電の推進(国 際標準化の推進、2018年頃までの商業化)、石炭 火力等の火力発電に係る環境アセスメントの明確 化・迅速化(リプレースに必要な期間を3年程度 から最短1年強に短縮等)、火力発電の技術開発 支援(A-USC、1500℃級IGCC〈石炭ガ ス化複合発電〉、1700℃級ガスタービンの 2020 年頃までの実用化、IGFC〈石炭ガス化燃料電 池複合発電〉の 2030 年代の実用化)、メタンハ イドレート等海洋資源の商業化を実施する。それ らに加えて、競争を通じてエネルギーの効率的な 「流通」が実現する社会に向け、電力システム改 革の実行(2015年に広域的運営推進機関の創設、 2016年に小売参入全面自由化、2018~20年に

送配電部門の法的分離、小売料金規制撤廃)、蓄電池の技術開発、国際標準化、普及拡大、次世代デバイス・部素材の研究開発・事業化などを実施するものである。さらに、エネルギーを賢く「消費(需要)」する社会に向け、住宅・建築物の省エネ基準の段階的適合義務化(2020年までに義務化)、トップランナー制度の適用拡充(まずはLED電球や建築材料を追加)、燃料電池技術開発・低コスト化(2030年には家庭用燃料電池〈エネファーム〉530万台〈全世帯の約1割相当〉を市場に導入)なども計画している。

この分野の国内の市場規模は、現在4兆円であるが、2020年には10兆円、2030年には11兆円となるもようである。また海外の市場規模は、現在の40兆円から、2020年には108兆円、そして2030年には160兆円と市場規模の拡大が期待できる。そしてこれを受けて、環境・エネルギー分野における雇用規模を現在の55万人から、2020年に168万人、2030年には210万人にまで拡大させる見込みである。

# 3) 安全・便利で経済的な次世代インフラの 構築

成長戦略の中でインフラ分野が目指すところは、最先端の技術を活かして、インテリジェント・インフラを実現することである。

具体的には、「安全で強靭」なインフラが「低コスト」で実現されている社会に向け、2013年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、IT等を活用したインフラ点検・診断システムの構築(PPP・PFIの活用推進や海外インフラへの技術適用の拡大等)、新素材の開発、宇宙インフラの整備・活用などの実施や、また、ヒトやモノが「安全・快適」に移動すること

のできる社会に向け、安全運転支援システム、自動走行システムの開発・環境整備、車両関連ビッグデータによる情報サービス環境の整備、物流システムの高度化などを実施するとしている。

現在、2兆円程度の国内インフラの市場規模を、2020年に16兆円、2030年には33兆円とし、海外市場も現在の56兆円から、2020年に167兆円、2030年には374兆円にまで拡大することが見込まれている。さらに雇用規模も、現在の6万人から、2020年に75万人、2030年には190万人と、大幅な雇用の拡大が期待されている。

## 4) 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社 会の実現

戦略市場創造プランの最後のテーマである地域は、世界を惹きつける地域資源ブランドを成長の糧とする誇り高い地域社会の実現を望ましい社会像として掲げるものであり、特に「農林水産業」や「観光」に焦点を当てている。

地域の戦略分野として挙げられている農林水産業では、例えば、世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す農山漁村社会に向け、担い手への農地集積や耕作放棄地の発生防止・解消等による競争力強化(各都道府県に設置された農地中間管理機構〈農地集積バンク〉が、借り受けた農地を担い手に貸し付けたり大区画化等の基盤整備を行ったりして農地利用の再配分を行うことや、農業生産法人の要件緩和〔所有方式により企業の農業参入の更なる自由化〕等)、農商工連携等による6次産業化7の推進、国別・品目別輸出戦略の策定(2020年に農林水産物・食品の輸出額を

現状の 4,500 億円から 1 兆円へ引き上げ)などを 実施することである。

また、観光については、観光資源等のポテンシャルを活かし、訪日外国人旅行者数の拡大(2013年に訪日外国人旅行者数1,000万人を達成し、2030年には3,000万人超を目指す)に向け、訪日プロモーションに関する省庁・関係機関の横断的な計画策定と実行、査証発給要件の緩和、入国審査迅速化等の訪日環境の改善(首都圏空港の容量拡大)、外国人旅行者の滞在環境の改善などを実施するものである。

足元の農林水産業の具体的な動きとしては、 2013年12月には農地中間管理機構(農地集積バ ンク)の関連法案が成立するのと並んで、同年 12 月に策定された「農林水産業・地域の活力創造プ ラン」にて今後の農林水産業・地域の政策のグラ ンドデザインが示されている。そこでは、①需要 フロンティアの拡大(国内外の需要を取り込むた めの輸出促進、地産地消、食育等の推進)、②需 要と供給をつなぐバリューチェーンの構築(農林 水産物の付加価値向上、具体的には6次産業化等 の推進や農業の成長産業化に向けた農協の役割)、 ③多面的機能の維持・発揮(日本型直接支払制 度の創設や農山漁村の活性化)、④生産現場の強 化(農地中間管理機構の活用による農業の生産コ スト削減等、経営所得安定対策や米の生産調整の 見直し) ――の4本柱を実行すること等で、今後 10年間で農業・農村全体の所得の倍増を目指す としている。特に④の生産現場の強化については、 例えば 2018 年度の減反政策の廃止に向けて、米 の直接支払交付金を2014年産米から現行の10

<sup>7)</sup> 自然エネルギーや農林水産物など、農林漁業者が生産(1次産業)と加工・販売(2次・3次産業)を一体的に行ったり、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進したりすることにより、儲かる農林水産業を実現し、雇用確保と所得向上を目指すこと。

アール当たり年 15,000 円から年 7,500 円へと減額、2017 年産米までの 4年間の時限措置とすることや 2014 年産米以降の米価変動補填交付金の廃止、主食用米から飼料用米・麦・大豆等への転作支援のための水田活用の交付金の拡充、用水路等の管理を支援する農地維持支払いと農村の環境改善を支援する資源向上支払いの 2 つの補助金の新設、直接的な需給調整政策から需給・価格等の情報提供といった間接的な政策への転換等が、今後は関連法案の成立を受けて進められていくことになる。また、今後の農業改革の方向性に関しては、現在、規制改革会議で議論されている農業委員会、農業生産法人および農業協同組合の在り方等について、2014 年 6 月に向けて結論を得るものとされている。

一方、観光における直近の動向としては、査証 発給要件の緩和では2013年7月より、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン、インドネシア 向け、同年11月より、カンボジア、ラオス向け の査証発給要件の緩和が実施されており、残るA SEAN加盟国(ミャンマー)向けの査証発給要 件の緩和については、日本人への査証緩和という 相互主義の観点も含め結論を得るべく検討中であ る。また、2014年度の税制改正大綱においては、 外国人旅行者の滞在環境の改善策として、外国人 旅行者を対象にした消費税免税措置の拡充(食料 品等の消耗品にまで対象拡大)が盛り込まれた。

市場規模に関しては、現在の国内の農業・食料 関連産業生産額 100 兆円を、2020 年には 120 兆円(うち6次産業の市場規模は現在の1兆円から 10兆円〈2020年〉)へと拡大させる。さらに、 世界の食市場規模は現在の340兆円から、2020年には680兆円にまで拡大することが期待できる。一方、観光については、現在の訪日外国人の わが国国内での旅行消費額が 1.3 兆円であるが、 これを 2030 年には 4.7 兆円にまで拡大させる。

また、雇用規模に関しても、農林水産業では新規就農し定着する農業者を倍増させ、10年後に40代以下の農業従事者を現在の約20万人から約40万人に拡大させるとともに、観光でも訪日外国人の旅行消費がもたらす雇用効果を現状の25万人から、2030年には83万人にまで拡大させるとしている。

#### 2. 評価

戦略市場創造プランで取り上げられている医療、環境・エネルギー、インフラ、地域(農林水産業・観光)の4つの戦略的分野は、政府がそれらを政策的に支援するものである。

だが、そもそも特定産業を政策的に支援する 「ターゲティングポリシー」は有効なのか、とい う議論があり、これまでの研究結果によれば、戦 後の産業政策は効果がなかった(三輪他[2002]) という主張が大勢を占めている。その理由は、政 府が民間よりも成長分野に熟知しているという保 証はないからである。そのため、もし誤った政策 が行われれば、逆に成長を阻害しかねないし、仮 に当初は正しい政策であったとしても、補助金や 保護規制の存在により、新たな既得権益を生み出 す危険性(陳情などの非生産的なレントシーキン グ活動の活発化)があり、ターゲティングポリシー を行うリスクが無視できないと考えられるからで ある。つまり、成長産業は市場が決めるという視 点が、政府の成長戦略にはあまり反映されていな い印象を受ける。

ただし、再生可能エネルギーの買取制度が代表的であるが、実際には特定産業を支援する政策は各国でも見られることや、Aghion,etc [2012] が

指摘するように、特定企業を恣意的に選択せずに 競争力のある産業全体に支援を行うのであれば、 必ずしも競争政策と矛盾するものではないという 意見もある。現在は、市場機能を最大限に重視し つつも、新しい産業政策の在り方が模索されてい る段階と言えるのではないか。

したがって、繰り返しになるが、成長戦略として基本的に望ましいのは、新規企業の参入・退出を容易にする規制改革を行うことであろう。企業の新陳代謝を促す政策やイノベーションが活発な企業・産業に資本市場を通じたリスクマネーの円滑な供給を行う環境整備などが本来的には必要である。

#### 1) 医療

成長戦略として医療産業をみると、治療に至る前の「予防」を民間活力により充実させて医療費を抑制する視点と、医薬品・医療機器産業でイノベーションを活発にさせる視点の2つが重要である。前段で政府が強く関与するターゲティングポリシーの危険性を指摘したが、市場で供給するのが難しい医療の基礎研究のような分野でのイノベーションは、政府の介入はある程度正当化される。

例えば、主要5カ国で比較した日本の創薬競争 カランキングとその構成項目(図表3)を見ると、 医薬品のイノベーション(創薬)の阻害要因とし て指摘できるのは、開発・承認審査に関する制度 (治験相談、審査期間、審査当局人員数等)の問 題である。

例えば、新薬の審査手続き自体は日米欧で共通

化されているものの、課題は独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)での審査・承認が遅いことである。もっとも、これまで2年弱とその長さを指摘されてきた日本の新薬審査期間は、足元では欧米並み(1年前後)にまで改善されてきたが、日本における審査当局の人員の少なさは改善されていない(日本:460人〈2013年度〉、米国<sup>8</sup>:3,603人〈2013年度、予想〉)。医薬品や医療機器の審査はまさに政府が果たすべき役割である。今後、医療におけるイノベーションを加速させるためには、政府の限られた資源をこうした審査部門の人員拡充に充てていくことが望ましい。

また、図表3では、法人実効税率や研究開発優 遇税制等の面での支援(産業政策)も求められて いる。

さらに、混合診療の解禁のメリットは、患者の新薬に対するアクセスが容易になることで、創薬競争力の強化にもつながるものと思われる。ただし、注意しなければならないのは、解禁前よりも保険外診療が利用しやすくなる一方で、公的保険が適用される部分の給付費用も増えかねない可能性である(河口[2012])。その点で、健康保険法第86条に基づく保険外併用療養費制度(今は病院の差額ベッド代等に限定されている)の拡充が国家戦略特区において検討されているが、こうした仕組みを利用して混合診療のメリット・デメリットを比較・検討してみるのは望ましい方法だと考える。

<sup>8)</sup> 米国食品医薬品局 (FDA)・医薬品評価研究センター (CDER)。FDA内にはその他にも、新しい医薬機器やワクチン等の安全性を確認する医療機器・放射線保健センター (CDRH:1,413人〈2013年度、予想〉) や生物学的製剤評価研究センター (CBER:1,074人〈2013年度、予想〉)等の審査部門がある。

図表3 主要5カ国における創薬競争カランキング

大項目/中項目	日本	米国	イギリス	フランス	ドイツ
研究開発に対するインフラ状況(供給条件)	3	1	2	5	4
人的資源	2	1	4	5	3
特許・論文	2	1	4	5	3
投下資本	5	1	2	3	4
市場規模と患者アクセス(需要条件)	3	1	5	4	2
市場規模	2	1	5	4	3
新薬に対する患者のアクセス	5	2	1	4	3
イノベーションを促す制度・政策(政府の規制)	5	1	2	3	4
新薬の価格と特許に関する制度	3	1	2	4	5
開発・承認審査に関する制度	5	1	3	4	2
産業政策	4	1	1	3	4
新薬創出に向けた企業の競争状況(産業動向)	3	1	2	4	5
産業の研究開発への取り組みと成果	3	1	2	4	5
産業の経済的貢献度	2	4	2	1	5
企業の競争度	5	1	2	3	4
総合ランキング	3	1	2	5	4

(注) 主要5カ国とは、日本・米国・イギリス・フランス・ドイツ (出所) 日本製薬工業協会医薬産業政策研究所「"創薬の場"としての競争力強化に向けて:製薬 産業の現状と課題」(2005年11月)から大和総研作成

#### 2) 環境・エネルギー

エネルギー制約は短期的には成長の制約となるかもしれないが、中長期的には必ずしも成長を阻害するものではない。これまでも日本は、第一次オイルショック以降、エネルギー資源の利用を抑えつつも高い成長を実現しており、しかも省エネでの技術開発も進むこととなったのである。それには、企業に省エネの技術開発を促すインセンティブを与えることが大事である。

例えば、これまでも適用されてきたトップランナー制度は、同じ時期で最高水準の省エネ機能を持つ製品に他の製品も一定期間内で追いつくこと

を求めるものだが、これは製品全体の省エネ技術 の底上げを図るものである。この制度は実績を積 み重ねてきた制度であることから、政府が成長戦 略で掲げるように、トップランナー制度の適用範 囲を拡充していくことは、技術開発の優れた方向 付けになるものと思われる。

また、エネルギーは一種の公共財であるから、安全保障や環境性能、経済性を高めるために一定程度の政府関与は必要であると考える。ただしその場合でも、企業の技術革新を促すような制度設計であることが望ましい。例えば、再生可能エネルギーの場合、太陽光や洋上風力といった技術面

での研究開発を促すために、再エネの買取価格(FIT: Feed-in Tariff) は導入状況や技術開発の進 捗度合いを勘案しながら、段階的に低下すること が望ましい。実際、太陽光発電に偏る導入が進ん でいることから、政府は太陽光発電の買取価格を 大幅に下げていく措置を検討している。

#### 3) インフラ

成長戦略の観点からインフラを考える際には、 日本の場合、都市化と超少子高齢社会という2点 がポイントになるものと思われる。

都市化は世界で見られる普遍的な現象である。 日本でも首都圏や名古屋圏等への人口流入が今で も進んでいるが、こうした都市圏への人口集積(コ ンパクトシティ化)が経済全体の生産性(すなわ ちTFP)を高めることは、先ほどの国家戦略特 区でも述べたとおりである。さらに、高度成長期 に若者を惹きつけてきた都市圏において今後、急 速な高齢化がやってくる。都市圏の生産性を高め つつ高齢者が住みやすい基盤づくりをどのように 構築していくのかという視点が、今後のインフラ 整備には不可欠であろう。

高度成長期に建設されてきたインフラの更新時期が到来するのを踏まえて、これからは都市圏のインフラを低コストで効率よく利用し、そして維持していくことが重要で、そのためには日本産業再興プランの立地競争力の強化のところでも示されたように、インフラの運営権の民間への売却を積極的に進めていくことが必要となる。また、現在建設中の中央環状線(首都高速中央環状線)・外環道(東京外かく環状道路)・圏央道(首都圏中央連絡自動車道)の首都圏三環状道路の完成も、高い生産性を誇る首都圏での一層の流通コストの削減に寄与する。さらに、安全運転支援システム

は、都市圏を中心に増える高齢者ドライバーの増加への有効な対応策となるだろう。

#### 4) 地域(農林水産業・観光)

地域(地方)で生産性を上げて所得・雇用・消費の好循環を促すにはどうすればよいのだろうか。基本的な戦略は、差別化された地域資源を最大限に活用して競争することや、地域の人口集中を促してサービス産業での雇用を増やすことである。

例えば、土地の相対価格が低い地域では土地集 約的な農林業やそれに関連する食料品産業が有 利であるし、地域の特徴的な資源を活用した観光 や再生可能エネルギーといった分野で、都市圏や 他の地域にない付加価値を見いだせる可能性があ る。その際、他地域との競争を妨げる取引コスト をできるだけ抑えるため、生産された食料品や製 品を他地域に運ぶための効率的な流通システムが 重要であり、また、他地域から人々が容易に足を 運んでもらえる安価で利便性の高い交通システム も必要となる。さらに、地域でも新しい知識を導 入するための人々の交流の場(ICTを通じた情 報のやり取りも含む)も必要だろう。特に新しい 知識・アイデア・発想は、疲弊する地場産業を異 分野へ転用する(既存技術を活かして今のニーズ にあった製品を創る)のに有用であると考える。

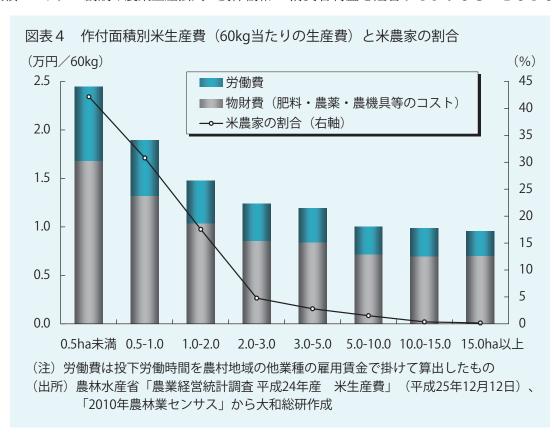
また、これまでのところ地域経済は、公共事業や補助金に依存しており、こうした現在の体質を変える必要がある。例えば、一つの見方として溝端 [2013c] が指摘するように、地域は都市と比べて家計の消費に占める基礎的支出(自宅の修繕費用、光熱水道費、自宅で調理するための食材費等)の割合が多い一方で、都市で基礎的支出が相対的に少ないのは、都市では外部から低廉なサー

ビスを利用して基礎的な支出を抑えることができるからではないかという指摘がある。人口が分散する地域ではそもそも多様なサービスを提供する事業が収益を生みにくく、都市のようなサービス産業を活用した分業による費用の低下が見込みにくい構造を抱えているのではないか。そのため、中核都市のような地域の都市圏へ人口集中を促すことで、多様なサービス産業の活用や雇用の創出が容易になれば、地域が持つ高コスト体質を是正し、しかも地域経済の自律的な好循環につながりやすくなるのではないかと思われる。

政府の成長戦略では特に地域における農業にフォーカスしているが、専業農家を中心とした作付面積の拡大による米の生産性コスト低下によって、国際競争力に耐え得る米を生産する必要がある(図表4)。その意味で、農地中間管理機構(農地集積バンク)の創設や農業生産法人の要件緩和

は大規模農家を育成する環境整備として評価できる。また、政府が 2018 年度に減反政策を廃止し、直接的な需給調整ではなく、需給や価格に関する情報提供に努める政策へシフトしたことも、間接的な政府関与というスタンスとして望ましいものであると考える。

ただし、飼料用米・麦・大豆等への転作支援の 補助金が拡充されているが、それらの販売価格は 市場価格で行い、転作農家に対する補助金は市場 価格と生産コストの差を満たすように行われるよ うにして、さらに生産コストの低下を促すため、 補助金は状況を見つつ徐々に減らしていくのが望 ましい。これは従来の米価維持政策のような消費 者負担を回避するのとともに、農業の競争力を強 化するためである。また、主食米についても、政 府が新たに導入する予定の日本型直接支払制度が 消費者利益を阻害するようなものとならないよ

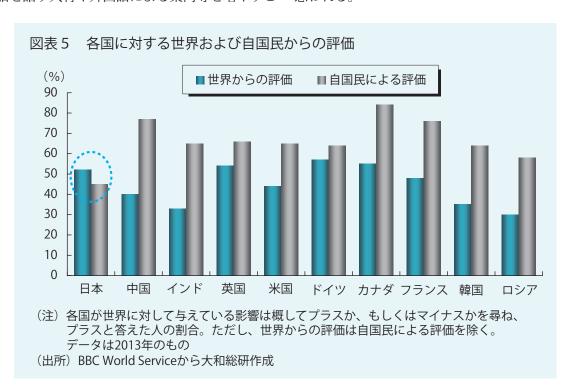


う、市場価格で販売するとともに、農家(事業者) への配慮は直接補助で行うという、欧米型の直接 支払制度に準じたものとすべきである。また、規 制改革会議で結論を出すとされている農協機能の 役割も、農業の流通機能を再構成する上で重要な 問題となるだろう。

また、観光産業の活性化には、人々の移動コストを引き下げる対策が必要である。直近では円安の効果があるだけでなく、成長戦略の下で順次進められている査証発給要件の緩和によって、人々の移動コストが大幅に低下し、訪日観光客数は急増している。訪日観光客による財・サービス消費額は、訪日観光客数が現在の2~3倍になれば年間3~4兆円程度は見込まれることから、特に地方での景気押し上げ効果が期待できる。海外や国内のLCC(格安航空会社)の地方空港乗り入れや国内での移動の負担を軽減するエネルギーコスト、交通費の引き下げが重要となる。さらに、外国語を話す人材や外国語による案内等を増やすこ

とも重要だが、日本人が自国の魅力を評価していく姿勢も重要だろう。英国BBCの調査によると、海外の人々から見た日本の評価はかなり高いことが知られている。一方、日本人の自国に対する評価は他国と比べて非常に低い(図表5)。海外の他の国では自国民が自国を高く評価する傾向があるのと比べて、日本人の場合はやや自虐的な国民性を示す傾向がある。こうした傾向を改めないと、自国の魅力を海外へ効果的にアピールできないだけでなく、やや話は大きくなるが、国際舞台の中で日本のプレゼンスを無用に低めてしまうリスクが伴いかねない。

次に見る国際展開戦略でも、日本の強みと弱みを意識的に日本人が理解していないと、せっかくの日本の魅力を活かした成長戦略がただの絵に描いた餅に終わってしまう可能性がある。こうした日本のソフトパワーに対するわれわれの理解が、今後の日本の行く末を占う上でカギを握るものと思われる。



## 5章 「国際展開機略」の要点・評価

#### 国際展開戦略

- 1. 戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進
- 2. 海外市場獲得のための戦略的取組
- ①インフラ輸出・資源確保
- ②潜在力ある中堅・中小企業等に対する重点的支援
- ③クールジャパンの推進
- 3. 我が国の成長を支える資金・人材等に関する基盤の整備
  - ①対内直接投資の活性化
  - ②グローバル化等に対応する人材力の強化
- (出所)「日本再興戦略 JAPAN is BACK 」(平成25年6月 14日)から大和総研作成

最後の3番目に政府が成長戦略として掲げる「国際展開戦略」は、拡大する国際市場の獲得を目指すものである。積極的な海外展開と対内直接投資拡大等で世界の資源を日本に惹きつけ、世界の経済成長を取り込むとともに、日本国内の徹底したグローバル化を進め、そして国内外で官民一体による戦略的な取組を行っていく。以下、その具体的な内容を見ていく。

#### 1. 要点

# 1)戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進

グローバルな経済活動のベースとなる経済連携を推進し、TPP(環太平洋パートナーシップ)、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)、日中韓FTA(自由貿易協定)交渉を、FTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)のルールづくりのたたき台にするものである。具体的には、経済連携交渉の推進、規制の国際調和推進、戦略的な投資協定・租税条約の締結、外国人看護師・介護福祉士の受入れ(従来のインドネシア・フィリピンからの受入れに加えて、2014年度からはベトナムからの

受入れを開始し、今後の受入れ拡大も検討)を実施していくことで、2018年までに貿易のFTA 比率70%(現状19%)を目指す内容となっている。

上記のうち経済連携交渉の推進については、T PP、RCEP、日中韓FTAのみならず、日EU・ EPA (経済連携協定)や日モンゴルEPA、日 加EPA、日コロンビアEPA、日豪EPA、そ して日トルコEPAの各EPAにおいても交渉の 取り組みを行っている(2013年12月現在)。ま た、規制の国際調和推進に関しては、2013年7 月に規制改革会議において貿易・投資等ワーキン グ・グループを設置し、そこで対日投資促進(日 本に住所を有しない外国人が日本支店等を設立し やすいようにする等)、空港規制の緩和(発着枠 の規制値の緩和、夜間発着禁止時間帯の短縮、地 方空港等における出入国手続きの利便性の向上 等)、外国法事務弁護士制度の見直し(実務経験 要件の緩和や登録申請手続きの迅速化等)、各国・ 地域との相互認証の推進(輸出入の円滑化や諸外 国とのイコールフッティングのため) 等について 議論を行っているところである。

#### TPP(環太平洋パートナーシップ)

現在、太平洋を取り巻く12カ国<sup>9</sup>との間で交渉されているTPPは、グローバルな経済取引を活発にするための21世紀型の先進的な通商ルールづくりを行うことを目的として、図表6で示すような21(作業部会としては24に分かれる)の幅広い分野について議論が行われている。その中には、関税の原則撤廃を目指す市場アクセス(工業、繊維・衣料、農業)分野に加えて、政府調達、知的財産、競争政策、サービスといった分野にお

<sup>9)</sup> TPP参加国は、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダ、そして日本である。さらに、2013年11月には韓国がTPP交渉参加の意向を表明している。

図表6	TPPにおける21の交渉分野
-----	----------------

物価市場アクセス (工業、繊維・ 衣料、農業)	原産地規則	貿易円滑化	SPS (衛生植物検疫)	TBT (貿易の技術的障害)	貿易救済 (セーフガード等)	政府調達
の貿易を行う上で	関税の減免の対象 となる「締約国の 原産品(=締約国 で生産された産 品)」として認め られる基準や証明 制度等について定 める。	貿易規則の透明性 の向上や貿易手続 きの簡素化等につ いて定める。	食品の安全を確保 したり、動物や植 物が病気にかから ないようにするた めの措置の実施に 関するルールにつ いて定める。	安全や環境保全等の目的から製産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが障害とないようにいいたには、ルールを定める。	ある産品の輸入が 急増と、国内産 に被害が生じた り、る場合におおる場合にある場合にある。 業保護のためして、 一時的にとると できる緊急措置 について定める。	中央政府や地方政 府等による物品・ サービスの調達に 関して、内国民待 遇の原則や入札の 手続等のルールに ついて定める。
知的財産	競争政策	サービス				電子商取引
		越境サービス	商用関係者の移動	金融サービス	電気通信サービス	ורארוחו ניפי
	貿易・投資の自由 化で得られる利益 が、カルテル等に より書されるのを 防ぐため、競争 法・政策の強化・ 改善、ひので定め る。	国境を越えるサービスの提供(サービス質易)に対する無差別待遇や数 量規制等の質別を措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。	貿易・投資等のビジネスに従事する 自然人の入国のなり 一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。	金融分野の国境を 越えるサービスの 提供について、金 融サービス分野に 特有の定義やルー ルを定める。	電気通信サービス の分野について、 通信インフラを有 する主要なサービ ス提供者の義務等 に関するルールを 定める。	電子商取引のため の環境・ルールを 整備する上で必要 となる原則等につ いて定める。
投資	環境	労働	制度的事項	紛争解決	協力 (キャパシティ・ ビルディング)	分野横断的事項
内外投資家の無差 別原則(内国民待 遇、最惠国待 遇)、投資に関す る紛争解決手続等 について定める。	貿易や投資の促進 のために環境基準 を緩和しないこと 等を定める。	貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。	協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。	協定の解釈の不一 致等による締約国 間の紛争を解決す る際の手続きにつ いて定める。	協定の合意事項を 履行するための国 内体制が不十分な 国に、技術支援や 人材育成を行うこ と等について定め る。	複数の分野にまた がる規制や規則 が、通商上の障害 にならないよう、 規定を設ける。

(出所) 外務省資料から大和総研作成

ける規制、そして環境・労働・分野横断的事項(規制の調和等)と呼ばれる従来の通商交渉では扱われなかった新たな規制の在り方に関する議論も含まれている  $^{10}$ 。

当初、TPPは2013年中の妥結を目指して交 渉が進められ、貿易円滑化や衛生植物検疫(SPS)等を含む全体の3分の2程度の分野では合意 が見込まれているが、先進国(特に米国)と新興 国(特にマレーシアやベトナム)との間で知的財産権保護や政府調達等の分野で折り合いがつかず、交渉妥結は2014年にまで延期されることとなった。特に日本は、これまでの自由化率(日フィリピンFTAの88%)を大きく上回る95%前後での提案を行ったが、重要5品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物〈砂糖など〉)をめぐる関税措置の在り方11で参加国の考える自由

<sup>10)</sup> TPPの基本的考え方については、溝端 [2013a、b] を参照されたい。

<sup>11)</sup> 重要 5 品目(586 品目)全てを除外品目とした場合、自由化率は 93.5%となる。

化率と大きな隔たりがあり、交渉が難航している。

#### 2) 海外市場獲得のための戦略的取組

世界の膨大なインフラシステム需要を積極的に 取り込むとともに、わが国の優位性を最大限に活 かし、海外市場を獲得することを狙いとしている。 具体的には、インフラ輸出・資源確保に向け、「イ ンフラシステム輸出戦略」を迅速かつ着実に実行 し、トップセールスの実行と官民連携体制の強 化、経済協力の戦略的な活用(戦略的ODAの展 開)、公的ファイナンススキームの充実(貿易保 険制度の改正やJBIC〈国際協力銀行〉・NE XI〈独立行政法人日本貿易保険〉による現地通 貨建てファイナンス支援の強化)、二国間オフセッ ト・クレジット制度などの実施や、潜在力のある 中堅・中小企業等に対する重点的支援として、中 堅・中小企業等向け海外展開支援体制の強化、海 外現地における「海外ワンストップ窓口」の創設、 我が国企業の人材の育成とグローバル化の推進な どの実施を考えている。加えて、クールジャパン の推進として、発信力の強化、クール・ジャパン 推進機構を活用したクールジャパンの戦略的な推 進、コンテンツ等の海外展開の促進などの実施も 挙げられている。

主な成果目標としては、①「インフラシステム輸出戦略」で掲げられた 2020 年に約 30 兆円 (現状約 10 兆円) のインフラシステムを受注する目標の達成、② 2020 年までに「潜在力」・「意欲」のある中堅・中小企業等の輸出額を 2010 年比で2 倍に、③ 2018 年までに放送コンテンツ関連海外売上高を現在(63 億円)の3 倍に増加――といった数字が並べられている。

# 3) 我が国の成長を支える資金・人材等に関する基盤の整備

日本国内の徹底したグローバル化を進めて、わが国企業による内外一体のグローバルな経済活動を下支えするものである。具体的には、対内直接投資の活性化に向け、特区制度の抜本的改革や、政府の外国企業支援・誘致体制の抜本的強化、高度外国人材の活用等を行う。さらに、グローバル等に対応する人材力の強化などを実施する。そのため、2020年に対内直接投資残高を35兆円(2012年末時点17.8兆円)に倍増することを目標数字として掲げている。

これらの項目のうち、政府の外国企業支援・誘致体制の抜本的強化については、外国企業からの行政手続き等の相談を一括受付し、関係府省庁との面談への同行や外国語サポートを行うため、JETROに2013年9月、「対日投資相談ホットライン」を設置し、規制改革要望についてもJETROが一括して受付、フォローを実施している。

#### 2. 評価

TPPやRCEP等の経済連携を推進することは、海外市場拡大や国内の構造改革、サプライチェーンの効率化を進める上で望ましいものと考えられる。

近年の通商政策は関税措置だけではなく、投資・政府調達・知的財産権保護・競争政策などの国内外ルールを調和・収束させて、非関税障壁の削減や規制改革も目指すものである。こうした事業環境のイコールフィッティングの実現は、取引コストを減らして経済成長を促進させる効果がある。通商政策は、インフラ輸出や中小企業支援、そして資源確保の面からも極めて重要である。

TPPは高い水準の貿易・国際取引の自由化を

目指すものである。これまで日本が締結した F T A / E P A の自由化率は  $84 \sim 88\%$  であり、諸外 国の 90% 台後半と比べて低水準である。

またTPPは、関税撤廃に加えて市場機能を徹底するルールづくりという側面が強いことから、 国内産業の規制・保護政策から競争力強化の政策への転換が求められている。

対内直接投資の活性化は積極的に評価したい。 日本の対内直接投資は他の先進諸国と比べて著し く少ないという現実があるが(図表7)、海外から の直接投資流入は、アイデアの獲得や国内市場の 参入・退出(つまり競争)を促すチャンスである。 岩盤規制を崩し、国内のイノベーションや資源配 分の効率化(TFPの向上)が経済成長につながる。

さらに、グローバル人材の強化も人的資本が重要性を増す時代における成長戦略の一つである。日本の外国人労働者数も他の先進国と比べて非常に少ないが、世界ではイノベーションに結びつきやすい海外高度人材の獲得競争が始まっている。た

だし、安価な単純労働者を中心とした移民は、受 入れのための様々な負担(例えば社会保障給付の 拡大等)を増やしかねないリスクがあるため、単 なる労働力人口の減少を埋め合わせるという観点 から移民政策を考えるのは、得策ではないだろう。

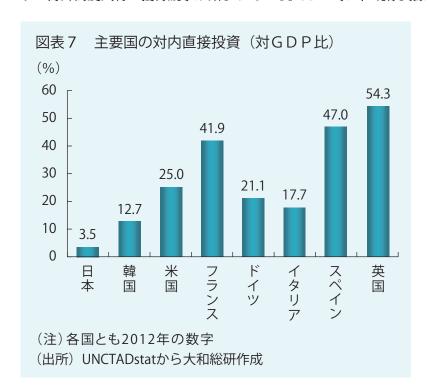
## 6章 まとめ

安倍政権の成長戦略は、全体的に民間活力を活かすような経済構造への転換がうたわれており、方向性は間違っていないと考える。しかし、各論では特定産業や企業への直接的な関与・支援策(ターゲティングポリシー)が多く見られる点に懸念が残る。

日本は超少子高齢社会に入り、経済が成熟段階にある一方で、グローバル化・IT化という環境変化にも直面している。そうした中で経済成長を高めるには、イノベーションを活発にするのと同時に、既存資源を有効活用していく市場機能の活

用が欠かせない。それには、企業の参入・退出を促す「競争政策」 と異質な知識を融合する「多様な人材の活用」が欠かせず、そのために政府は市場規制・制度をより質の高いものへと改革することが必要だ。

例えば、健康確保や人材の多様性にも配慮したルールベースの労働移動の促進や、国際競争に耐え得るインフラも含めた都市機能の強化、医療分野の政府審査機能の強化、トップランナー制度等の技術開発インセンティブの付与、農業における競争的



な環境の整備、国際的な競争ルールを重視したT PP等の通商政策への積極的な関与、そして対日 直接投資による国内での競争促進と多様な人材・ アイデアの流入を通じた国内市場の構造改革等 は、経済成長の底上げにつながるものと思われる。

適切な市場機能の活用は、予期せぬリスクにも 柔軟に対応できるというメリットがある。従来の ような裁量的かつ画一的な経済・社会システムで は、今後、複雑化・多様化する時代において成長 は期待できない。ただし、競争で生じた構造変化 への配慮については、事業者ではなく、消費者へ の補助金等で対処すべきであろう。

守るのは企業ではなくヒトであり、社会保障が 充実したスウェーデンも厳しい競争社会である。消 費者に配慮したルールベースの競争政策を重視し ていくことで、安倍政権の三本目の矢はその効果 をより一層発揮できるのではないかと考えられる。

#### 【参考文献】

- ・泉田成美・柳川隆 [2008] 『プラクティカル産業組織論』 有斐閣
- ・河口洋行 [2012] 『医療の経済学:経済学の視点で日本の医療政策を考える(第2版)』 日本評論社
- ・黒田達朗・田渕隆俊・中村良平 [2008] 『都市と地域 の経済学 (新版)』 有斐閣ブックス
- ・濱口桂一郎 [2011] 『日本の雇用と労働法 (日経文庫)』 日本経済新聞出版社
- ・溝端幹雄 [2013a] 「成長戦略に必要なものは何か?~ 企業の力を引き出す制度改革~」 『大和総研調査季報 2013 春季号 Vol.10』 大和総研、2013 年4月
- ・溝端幹雄 [2013b] 「成長戦略と骨太の方針をどう評価 するか:新陳代謝と痛みを緩和する『質の高い市場制度』 へ」大和総研レポート、2013 年7月25日
- ・溝端幹雄[2013c]「地方が活性化しないことへの一考察」 大和総研ウェブサイトコラム、2013 年3月6日
- http://www.dir.co.jp/library/column/20130306\_006896.html
- ・三輪芳朗・J. マーク・ラムザイヤー [2002] 『産業政策 論の誤解: 高度成長の真実』 東洋経済新報社

- ・安田邦章・小野俊介 [2008] 「日本における新医薬品の開発期間:臨床開発期間と承認審査期間」、『医薬産業政策研究所リサーチペーパー No.42』 医薬産業政策研究所
- ・若杉隆平・若杉春枝・川本明 [2007]「薬事制度」矢 野誠編著『法と経済学:市場の質と日本経済』第3章、 東京大学出版会
- •Aghion, P., M. Dewatripont, L. Du, A. Harrison, and P. Legros [2012], "Industrial Policy and Competition," NBER Working Papers #18048, National Bureau of Economic Research, Inc.
- ・Florida, R. [2002], The Rise of the Creative Class: And How It's Transforming Work, Leisure, Community and Everyday Life, Basic Books, New York. (リチャード・フロリダ [井口典夫訳] [2008] 『クリエイティブ資本論―新たな経済階級の台頭』ダイヤモンド社)
- Fujita, M. [2012], "Diversity and Culture in Knowledge Creation: The Story of the Tower of Babel Revisited," 『文化経済学』第9巻 第2号、2012 年9月
- ・Glaeser, E. [2012], Triumph of the City: How Our Greatest Invention Makes Us Richer, Smarter, Greener, Healthier, and Happier, Penguin Books. (エドワード・グレイザー [山形浩生訳] [2012]『都市は人類最高の発明である』NTT出版)
- OECD [2012] , "New Sources of Growth: Knowledge-Based Capital Driving Investment and Productivity in the 21st Century," May 2012.
- •Wölfl, A., I. Wanner, T. Kozluk, and G. Nicoletti [2009], "Ten Years of Product Market Reform in OECD Countries: Insights from a Revised PMR Indicator," Economics Department Working Papers No.695, OECD.
- Wölfl, A, I. Wanner, O. Röhn, and G. Nicoletti [2010],
  "Product Market Regulation: Extending the Analysis beyond OECD Countries," Economics Department Working Papers No. 799, OECD.
- World Bank [2013], Doing Business 2014: Understanding Regulations for Small and Medium-Size Enterprises.

#### [著者]:

溝端 幹雄 (みぞばた みきお)



経済調査部 主任研究員 担当は、日本経済(中期予測)、 社会経済構造分析